

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5年 7月 27日

北海道経済産業局長 岩 永 正 嗣 様

遠別町長 笹 川 洸 志

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

## (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

## ① 遠別町の人口構造及び産業構造

遠別町の人口は、昭和30年代での8,800人をピークに減少を続け、令和2年国勢調査における遠別町の人口では2,520人となり、平成22年調査から564人(18.3%)の減となっている。

また、年齢階層別での内訳は、0～14歳で248人(9.8%)、15～64歳で1,238人(49.1%)、65歳以上で1,034人(41.0%)となっており、少子高齢化の傾向が顕著に現れている。

遠別町の地形は、北海道留萌振興局管内の北部に位置し、町の総面積は590.8km<sup>2</sup>であり、東に中川町、幌加内町、南に初山別村、羽幌町、北に天塩町に隣接し、西は日本海に面している。

海岸地帯は平地で、東部地帯はピッシリ岳(天塩山脈連峰)の山岳地帯と町の総面積の87%を占める豊かな森林地帯となっている。

河川はピッシリ岳を水源とする遠別川は延長80kmにわたり、その流域は地味肥沃で農耕に適している。

本町における産業は、海岸では漁業、内陸では農業が営まれ、一次産業が主体となっている。

産業構造の実態では、令和2年国勢調査での産業別就業者総数は1,387人のうち、第1次産業434人(31.3%)、第2次産業227人(16.4%)、第3次産業726人(52.3%)となっており、平成22年調査からは、第1次産業にて40人の減、第2次産業にて71人の減、第3次産業70人の減となり、産業別就業者総数では、242人の減となっている。

【表1】

産業区分	従事者数	割合
第1次産業	434	31.29%
第2次産業	227	16.37%
第3次産業	726	52.34%
計	1,387	100.00%

※令和2年国勢調査

## ② 中小企業者の実態

中小企業者の実態は、令和2年工業統計による事業所数は4事業所(従業者数55人)で製造品出荷額は109,393万円となっており、平成16年調査と比べ、事業所数で3事業所(従業者数44名)、製造品出荷額は16,840万円と大きく減となっている。

また、平成26年商業統計では、事業所数45、従業者数219名となっており、平成16年調査から事業所数で23、従業者数で44名が減少している。

これは、本町の人口減少に伴い販売先人口が減少し、労働力の不足となっている現状が顕著に現れている。

【表 2】

年度	事業所数	従事者数 (人)	製造品出荷額 (万円)
平成16年	7	99	126,233
令和2年	4	55	109,393

※工業統計調査

【表 3】

年度	事業所総数	卸売事業所数	小売業事業所数 (百万円)
平成16年	68	6	62
平成26年	45	3	42

※商業統計調査

【表 4】

年度	従事者総数	卸売業 従事者総数	小売業従事者数
平成16年	263	13	250
平成26年	219	5	214

※商業統計調査

## ③ 中小企業の課題

中小企業の所有する設備は、老朽化が進んでおり労働生産性の伸び悩みから、設備投資の必要性はあるものの事業採算性を鑑みた場合には、大きな投資へ踏み切れない状況にある。

町内商工会員へのヒアリング調査において、固定資産の課税対象となる償却資産の取得意向事業者は少なくなく、本町においても中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を策定し、対象となる事業者が実施する先端設備等導入計画による労働生産性の向上に向けた支援が強く求められている。

## (2) 目標

遠別町の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化に対応すべく、労働生産性を維持し付加価値を高め、さらには次の世代の担い手を育て、新たなる担い手に対する魅力ある業種へ発展を促していく必要がある。

このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指すものとする。

なお、これを実現するため、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

遠別町における産業構造は、ひとつの産業に偏在していないことから、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であり、本計画において定める先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

遠別町の市街地構成は、29地区の集落帯があるが、町内における多くの小売業やサービス業、飲食業、製造業は、本町市街地に概ね集約されているが、今後、農業分野での6次産業化を可能とする農業生産法人6法人が農村地帯に点在していることから、対象地域は遠別町全域とする。

### (2) 対象業種及び事業

遠別町の産業構造は一つの産業に偏在しているといいがたいことから、対象業種は全業種とし、対象事業は労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年8月7日～令和7年8月6日までの2年間とする。

### (2) 先端設備等導入基本計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

### (1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、雇用の安定に配慮するものとする。

### (2) 健全な地域経済の発展に配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。